

国家戦略特別区域における 旅館業法の特例について

厚生労働省

旅館業法の特例について①

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、その事業が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に該当することについて都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

区域計画

<特定事業>

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設であって賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供するものを経営する事業として政令で定める要件に該当するもの

外 国 人 の
滞 在 ニ ー ズ
へ の 対 応

事業の
実施者

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に該当することについて都道府県知事が認定

旅館業法の規定の適用除外



旅館業法の特例について②

○旅館業法の特例（国家戦略特別区域法第13条関係）

外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させるとともに、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する場合に旅館業法の適用除外とする。

（注）一定期間以上：7日から10日までの範囲内において条例で定める期間以上

【国家戦略特区外国人滞在施設経営事業】

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める次の要件に該当する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、その行おうとする事業が当該要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の認定（以下「特定認定」という。）を受けることにより、当該事業については、旅館業法第3条第1項の規定は適用しないものとすること。

（対象区域）

- 1 東京都、神奈川県及び千葉県成田市
- 2 大阪府、兵庫県及び京都府

外国人滞在施設経営事業について

(1) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件（政令で定める要件）

- ① 当該事業の用に供する施設であって賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの（以下単に「施設」という。）の所在地が国家戦略特別区域にあること。
- ② 施設を使用させる期間が7日から10日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。
- ③ 施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 一居室の床面積は、25平方メートル以上であること。

ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

 - イ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - ウ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - エ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。
 - オ 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。
 - カ 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。
 - ④ 施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること。
 - ⑤ 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。
 - ⑥ 当該事業の一部が旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に該当するものであること。

(2) 認定事業者が行う認定手続が政令で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、都道府県知事は認定を取り消すことが可能。

外国人滞在施設経営事業に関する通知及び改正省令

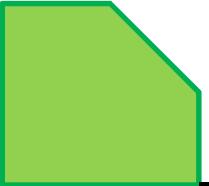
- 国家戦略特区外国人滞在施設経営事業を円滑に進めるため、関係自治体からの要望等を踏まえ、テロ対策・感染症防止の観点や近隣住民とのトラブル防止の観点から、以下の内容を盛り込んだ通知を7月31日に発出。
また、以下の内容の改正省令を9月15日に公布・施行。

＜通知のポイント＞

- ① 滞在者名簿等
滞在者名簿の備付け、旅券の呈示を求め写しを保存、対面等により本人確認を実施、旅券の呈示拒否等は警察に通報 等
- ② 立入調査
事業認定の取消事由の該当性判断のためであれば条例で規定可能
- ③ 近隣住民の不安を除去するための措置
近隣住民に事前に説明、苦情窓口を設置し対応、滞在者へ廃棄物処理方法を説明 等
- ④ 事業認定の取消
③が講じられない結果、滞在者の平穏な滞在に支障が生じるに至った場合などは事業認定を取り消し得ること

＜改正省令のポイント＞

- ① 事業認定の申請時に、添付書類として「滞在者名簿の様式」を提出させるとともに、申請書の記載事項に「外国人であることを確認する方法」を明記。



ホテル・旅館等と外国人滞在施設の比較

	ホテル・旅館等	外国人滞在施設
位置付け	旅館業	不動産賃貸業(旅館業法の適用除外)
宿泊者名簿	宿泊者名簿の記載が法律上義務化 (虚偽記載や提出拒否には罰則)	法律上は宿泊者名簿の記載の義務はないが、通知により、滞在者名簿の記載を求めている
宿泊者の管理等	事業者がフロント(玄関帳場)を設けて宿泊者を管理	滞在者の自己管理に委ねられている 通知により、事前に近隣住民に説明し、理解を得るよう努めることとしている
衛生管理	事業者が居室の衛生管理に関して責任を有しており、消毒等の必要な衛生措置を講ずる	事業者は施設の使用の開始時に清潔な居室を提供する義務があるが、使用中における居室の衛生管理は滞在者の自己管理に委ねられている
行政による立入検査	行政による立入検査ができる	行政による立入検査はできないが、認定の取消事由への該当性判断を目的とするものであれば、条例により規定することが可能

国家戦略特別区域法の概要

(参考)

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等